

提出時チェックリスト(新規申出)

1 指定要件チェック表

指定要件	チェック欄
1 一団の農地として、一地区あたり 500 m ² 以上である。 (幅員が概ね 6m 以下の道路、水路等で分断されていても、1 箇所あたり 100 m ² 以上の一団の農地は可とする)	<input type="checkbox"/>
2 主たる農業従事者の年齢が60歳未満である。ただし、60歳以上の場合は、後継者を指名している。	<input type="checkbox"/>
経営耕地の総面積が3,000m ² (30アール)以上である。	<input type="checkbox"/>
農業以外の事業等も含めた収入(農業収入等)が50万円以上である。ただし、農業収入が全くないものは不可。	<input type="checkbox"/>
畜産業を営んでいない。	<input type="checkbox"/>
3 市街化区域内にあり、現に営農している良好な農地である。(耕作放棄地ではない。)	<input type="checkbox"/>
対象区域内的の農地である。 (久留米市立地適正化計画に定める居住誘導区域外かつ浸水実績のある流域において、市が指定する区域内)	<input type="checkbox"/>
営農型太陽光発電設備が設置されていない。	<input type="checkbox"/>
農業用施設内部の底面または農地を全てコンクリートで覆っていない。	<input type="checkbox"/>
災害時における復旧資材置場等の防災農地としての使用に協力できる。	<input type="checkbox"/>
登記上の地目が農地(田または畑)である。	<input type="checkbox"/>
4 利害関係人全員からの同意が取れている。	<input type="checkbox"/>
農業目的以外の建築物や工作物が無い。	<input type="checkbox"/>

～ 裏面に提出書類チェック表があります ～

2 提出書類チェック表

		提出書類	チェック欄
必 要 書 類	(ア)	生産緑地地区指定申出書(第1号様式)	<input type="checkbox"/>
	(イ)	生産緑地地区指定同意書(第2号様式)	<input type="checkbox"/>
	(ウ)	生産緑地地区指定誓約書(第3号様式)	<input type="checkbox"/>
	(エ)	生産緑地地区申出農地明細書(別紙1)	<input type="checkbox"/>
	(オ)	営農概要・計画書(別紙2)	<input type="checkbox"/>
	(カ)	土地の登記事項証明書(全部事項証明書)の写し ・ 指定する土地の一筆ごとに必要 ・ 3ヶ月以内のもの	<input type="checkbox"/>
	(キ)	公図の写し ・ 指定する土地の一筆ごとに必要 ・ 3ヶ月以内のもの	<input type="checkbox"/>
	(ク)	位置図	<input type="checkbox"/>
	(ケ)	印鑑登録証明書 ・ 権利者ごとに必要	<input type="checkbox"/>
	(コ)	確定申告書の写し ・ 過去3か年分必要	<input type="checkbox"/>
	(サ)	市税の滞納が無いことの証明書 ・ 6ヶ月以内のもの	<input type="checkbox"/>
	(シ)	提出時チェックリスト(新規申出) ・ 本チェックリスト	<input type="checkbox"/>

		提出書類	チェック欄
【 該 当 す る 場 合 に 必 要 な 書 類 】	(ス)	(主たる従事者の年齢が60歳以上の場合) 生産緑地地区指定農業後継者届出書(第4号様式)	<input type="checkbox"/>
	(セ)	(主たる従事者の年齢が60歳以上の場合) 印鑑登録証明書 ・後継者の分が必要	<input type="checkbox"/>
	(ソ)	(農業用施設がある場合) 農業用施設の配置図(別紙3)	<input type="checkbox"/>
	(タ)	(土地の一部を指定する場合または登記簿の地積と現況 が著しく異なる場合) 実測図	<input type="checkbox"/>
	(チ)	(貸付の場合) 賃貸借契約書の写し	<input type="checkbox"/>
	(ツ)	(農園利用方式による市民農園等の場合) 農園利用契約書の写し	<input type="checkbox"/>
	(テ)	(所有者ご本人以外が手続きを行う場合) 委任状(任意様式)	<input type="checkbox"/>